平成２５年（フ）第２１号
群馬県高崎市請地町44番地17　ハイネスカルガリＳ101号
債務者　下田　隆文
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６５号
千葉県山武市松尾町祝田122番地18　コーポスガイ－２
債務者　大久保友雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９９号
神奈川県小田原市久野407番地の１　バウムガルトナー304
債務者　藤田　和正
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７００号
神奈川県小田原市久野407番地の１　バウムガルトナー304
債務者　藤田いつ子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
神奈川県秦野市曽屋3331番地　祇園ハイツⅠ101号
債務者　諫山　昭男
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６号
神奈川県平塚市四之宮２丁目３番85―302号　メゾン湘南双洋
債務者　三井夕香里（旧姓野谷）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５９号
京都府亀岡市三宅町亀ケ渕15番地７
債務者　牧　　良一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３号
京都府亀岡市篠町野条下川20番地
債務者　山内多鶴子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１０８８号
大阪府富田林市若松町２丁目７番15号
債務者　木村　昌子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５９号
大阪府柏原市国分東条町３番16号
債務者　沖津　佳代
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
大阪府富田林市藤沢台４丁目５番８号―103、前住所堺市東区高松387番地48
債務者　石田　恵子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
大阪府藤井寺市小山６丁目２番43号
債務者　名黒八重子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
大阪府藤井寺市小山６丁目２番43号
債務者　名黒　祥子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
大阪府松原市丹南４―172　介護老人福祉施設寿里苑サラ、住民票上の住所大阪府松原市高見の里２丁目36番地の12
債務者　二宮フサエ
法定代理人成年後見人　中野　利枝
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
堺市西区津久野町３丁33番10号　イトーピア津久野202号
債務者　早田　映里
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
高知市大津乙431番地５
債務者　岡本　久惠
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５号
高知県南国市大埇甲2078番地２
債務者　古谷　行弘
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１号
山形県南陽市宮内2191番地の６
債務者　高橋建築こと　高橋　健一
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
山形地方裁判所米沢支部